

十勝圏複合事務組合退職手当支払準備基金条例

〔昭和57年3月1日〕
〔条例第1号〕

改正の沿革 平成元年条例第4号

(設置)

第1条 十勝圏複合事務組合教育職員の退職手当の支払いの財源に充てるため、十勝圏複合事務組合退職手当支払準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的のためでなければ、これを処分することができない。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成元年11月24日）

この条例は、公布の日から施行する。